

論説

利子生み資本の概念について

—— 通説に欠落せる一論点 ——

On the Concept of the Interest-Bearing Capital

古 結 昭 和

目 次

は し が き	2 「貨幣が資本として商品となり販売される」ということ
第1節 所有の分析と貸借関係	3 貨幣の所有と資本の所有
1 所有の三契機と貸借契約	第3節 利子生み資本の概念
2 消費貸借	1 利子生み資本の概念（生成）
3 貨幣の貸借	2 利子（率）の基本規定
第2節 「貨幣が資本として商品となり販売される」とはどういうことか	3 利子生み資本の概念（内的区別）
1 一般的（平均）利潤率の確立と貨幣の二規定（貨幣と資本）	あ と が き

は し が き

宇野理論を別にすれば⁽¹⁾、利子生み資本の概念についてはすでに通説化しており、そこに何か考究すべき問題点が残されているとは普通考えられていない。しかしひるがえって考えてみると、奇妙なことに、そこにはどうしてもなくてはならない重要な一論点のみごとくに欠落していることがわかる。本稿はこの重要な一論点を拾い上げ、利子生み資本の概念を正当に把握しようと試みるものである。

この重要な一論点は、貨幣貸付において貸手から借手に移転するのは一体何なのか、その占有権（使用权）なのか、またはその所有権なのか、そしてまた、貸付とはそもそもいかなる事態なのか、という問題に関係する。通説はこの問題について、貸手が借手に移転するのは占有権（使用权）であって所有権ではない、そしてこのように所有権を保持したまま占有権（使用权）を相手に移転する事態（取引）が貸付だと答えている。しかるに、最近頭川博氏は、貸付において貸手

から借手に移転するのは所有権であり、貸付とは所有権の期限つき移転だという異説を立てられている⁽²⁾。頭川説は通説のあいまいさをつけているかぎりでは評価できる。本稿は通説の立場に立って、頭川説を他山の石としつつ、通説に欠落している重要な一論点を解明しようとするものである。

- (1) 宇野弘蔵氏の経済学体系（『経済原論』）においては、いわゆる「利子生み資本」論がない。これはもちろん氏独特の方法論に基づくものであるが、この理論についても必要なかぎり以下の注のなかでコメントしていくつもりである。
- (2) 頭川博「利子生み資本範疇と貸付概念」（『土地制度史学』第78号）。

第1節 所有の分析と貸借関係

頭川氏のいわれる貨幣貸付の規定、すなわち、貨幣所有権の期限つき移転という事態は形容矛盾だと思われる⁽¹⁾。本節では、その所以を所有の分析を通して説明してみようと思う。この分析は、また、第2節、第3節の展開の基礎をなすものでもある。

1. 所有の三契機と貸借契約

ヘーゲルは所有の契機として占有、使用および放棄（譲渡）を挙げている⁽²⁾。占有し使用し放棄（譲渡）してこそ所有は完全になるとともに、このことは同時に所有の否定として、かれの体系では所有の領域から契約の領域への移行をなしている。このうち放棄（譲渡）については、われわれは、その意味内容から考えて、処分という言葉を使うことにする。というのは、処分という日本語は一般的には所有の放棄、特殊的には所有の譲渡という意味を同時に含んでいってはなはだ好都合だからである。日常生活でも、われわれが普通自分の所有物を「処分する」というとき、その意味するところは、まず第一にとにかくその物を自分の所有から去らしてこれを放棄することであり、第二にはその放棄のしかたとして単純にすてるか贈与するか交換（売却）するかのいずれかである。ヘーゲルの考えていることもこれと別のことではない⁽³⁾。そこで、所有の三契機としては、占有、使用および処分を挙げる方が日本語としてもすっきりするのである。

われわれがある物を本当に所有しているかどうかは、われわれがその物を占有し使用しているかどうかによるのではなく、われわれがその物を処分できるかどうかによる。すなわち、われわれが自由に処分できる物こそわれわれが本当に所有しているといえるのである。そして、占有にしても使用にしても、処分ということが背後にあるかぎりでは、所有の契機になるのである。またここで「自由に処分

できる」というのは、その物を処分してもどこからも文句が出てこないという意味である。所有というのはたしかに人間と物の関係であるが、しかしそれは同時に人間と人間との関係を潜在的に含んでいる⁽⁴⁾。他人に認められてこそ本当に自分の所有なのである。

所有は人間と人間との関係を潜在的に含んでいるから、二人の人間の間において、一方はある物の所有を喪失し他方はその物の所有を取得するという合意が成立しうる。一般にこういう合意が契約にはかならない⁽⁵⁾。所有の一方的移転という契約は贈与契約であり、所有の相互的移転という契約は交換契約である。

だが、二人の人間の合意によって一方から他方へ移転するのは所有のみにかぎらない。すなわち、二人の人間の合意によって、一方から他方へある物の占有と使用のみが移転するということがありうる。この場合には、一方はある物を処分することができ、他方はその物を占有し使用することができる。そして、一方から他方へある物の占有と使用を移転させるこの合意が貸借契約にはかならない⁽⁶⁾。貸借契約は無償でも有償でもありうる。無償の場合には、貸手は借手にある物の占有と使用（およびそれが含んでいる有目的効果）を贈与することになる。また有償の場合には、貸手は借手からその対価として他の物の所有を取得する⁽⁷⁾。ある物の貸借は、ある物の処分（所有）の移転ではなく、その占有と使用の移転にすぎないのであるから、その占有と使用の移転は必然的に「期限つき」でなければならない。なぜなら、もしそれが永久的に移転されるならば、貸手はもはやそれを処分することができず、したがって処分もまた借手に移転してしまうことになり、貸借の概念に抵触するからである。ある物の貸借においては、貸手が依然としてその物の所有者であるということが、その物の占有と使用の「期限つき」移転ということに現われている。換言すれば、借手はやがてその物の占有と使用を貸手に返還しなければならない。借手は決してその物の所有を取得するのではないのである⁽⁸⁾。

なお、こうした貸借契約において、ある物の占有と使用を一時的に喪失する当事者は債権者、それを一時的に取得する当事者は債務者と規定される。すなわち、貸借契約は債権——債務の関係を生成させるのである。もちろん、期限到来に際して、その占有と使用は債務者から債権者に返還されなければならない。そして、これとともに、債権——債務の関係は消滅する。

こういう次第であるから、貸借(貸付)を所有権の期限つき移転と把握することはできない。所有権の期限つき移転というのは実は形容矛盾なのである。すなわち、「期限つき」という規定は「所有権の移転」という内容と相容れないのである。

いま、貸借契約によって、ある物の所有権が期限つきでAからBに移転したとしよう。上にみたように、それが所有権の移転であるかぎり、その物の処分権はAからBに移転しているにちがいない。Bは、だれからも文句をつけられることなしに、かれの意志のみによって、その物をすてることもできれば、贈与したり他の物と交換したりすることができなければならない。そうでなければその処分権がBにあるといえない。ところが、ここに「期限つき」という規定が現われてくる。ある物の「期限つき所有権の移転」というのは、ある物の所有権が一定期間だけAからBに移転するということである。期限が到来すれば、その物の所有権は再びAに復帰することになる。だから、所有権の移転という内容からみると、その期間内においてのみ、その物の処分権はAからBに移転しているとしなければならない。それでは、Bはその物を処分できるだろうか。いや、Bはこれを処分しえないのである。なぜなら、期限到来に際して、Bはその物の処分権を再びAに移転しなければならないからである。Bがこれを処分してしまうと、その処分権を再びAに移転することができなくなってしまうのである。その物の処分権をAに返還しなければならない以上、Bはその物を処分しえないことは当然である。Bは「期限つき」でその物を処分できるのではないかと強弁してもむだである。「期限つき」の処分権というのは決して所有権の契機をなす処分権ではない。われわれは決して何かある物を「期限つき」ですてることはできない。それでは全然すてることにはならない。また、贈与や交換についても同様のことがいえる。だから、Bにあるという処分権は実は処分しえない処分権だというほかない。これは文字通り矛盾である。だから、この場合、処分権はAからBに移転しなかったと考える以外にない。したがってまた、所有権もAからBに移転しなかったのである。要するに、「期限つき」という規定は「所有権の移転」という内容と相容れないのである。結局、この貸借（貸付）においては、ある物の占有と使用は貸手から借手に移転するが、その所有は移転せず貸手にとどまるといわなければならないのである。

- (1) 「期限つき所有」というのは奇妙な観念である。日常生活でも、われわれは、普通、やがて返還しなければならない物、つまり「期限つき」の物を自分の物（所有物）とは考えない。それはたしかに借りている物ではあるが……。 「貸付」ということと「所有の期限つき移転」ということの間には、日常的感覚からみても、何か齟齬がある。むしろ、「借りている物は、返済しなければならないから、自分のもの（所有物）ではない」と考える方がすっきりする。このことは、貨幣貸付についても同様である。
- (2) ヘーゲル『法の哲学』第1部「抽象的な権利ないし法」第1章「自分のものとしての所有」（§41-71）、藤野涉・赤澤正敏訳、『世界の名著』35「ヘーゲル」229-74ページ。Suhrkamp版によってヘーゲルの原語を挙げておこう。第1章 **Das Eigentum**

(所有), A. *Besitznahme* (占有取得), B. *Der Gebrauch der Sach* (物件の使用), C. *Entäußerung des Eigentums* (所有の外化). このうち, *Entäußerung* がやや難しい. 前掲訳では, 「外化」, 「放棄」または「放棄ないし譲渡」と訳している. 本稿では, 以下の本文にみるように, 「処分」という日本語をあてておく.

- (3) 「私の所有は, 私がそのなかへ私の意志を置き入れるかぎりにおいてのみ, 私のものなのだから, 私はそれを自分の外に放棄することができる. —したがって私は総じて私の物件を, 無主物として私から去らせ〔「放棄し」*derelinquiere*〕あるいは, ある他人の意志の占有にゆだねる. —しかしただその物件がその本性上, 一つの外面的なものであるかぎりにおいてのみである。」(ヘーゲル『法の哲学』§ 65, 前掲訳264ページ).
- (4) 所有の考察に際しては, この点をおさえておくことが大切である. この点があるからこそ, われわれの認識は所有から契約へ前進していけるのである. すなわち, 所有に関して顕在的となった人間と人間の関係が契約にほかならない.
- (5) ヘーゲルは契約の種類を次のように区分している(『法の哲学』§ 80, 前掲訳283-85ページ). ただし, 用語を少し整理しておいた.

契約	贈与 (一方的)	与 借 寄託	{ 特殊 (使用貸借) }	} (無償)
			{ 普通 (消費貸借) }	
交換 (相互的)	交 換 賃借 雇	換 借 備	{ 特殊と特殊 (物々交換) }	} (有償)
			{ 特殊と普通 (売買) }	
			{ 特殊 (使用貸借) }	
			{ 普通 (消費貸借) }	

- (6) 前注をみよ. 貸借契約には, 特殊的な物 (代替物の存在しない物) を対象とする使用貸借と普遍的な物 (代替物の存在する物) を対象とする消費貸借がある. 前者の場合には, 借手は借りたその物を返済しなければならないが, 後者の場合には, その代替物でもよい. だから, その概念からみると, 使用貸借がその普遍であって, 消費貸借はその特殊 (特別の場合) である. したがって, 使用貸借がまず検討されなければならないのである. そして, 以下の本文にみるように, 使用貸借にも消費貸借にも, 無償のものと同有償のものがある. わが国の民法は無償の使用貸借について次のように規定している.
- 「使用貸借ハ当事者ノ一方カ無償ニテ使用及ヒ収益ヲ為シタル後返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ或物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス」(第593条). また, 有償の使用貸借は賃貸借として次のように規定している. 「賃貸借ハ当事者ノ一方カ相手方ニ或物ノ使用及ヒ収益ヲ為サシムルコトヲ約シ相手方カ之に其賃金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」(第601条). 以上参考のため.
- (7) 有償の貸借契約は, ある物の一定期間の使用 (占有) およびそれが含んでいる有利用の効果とその対価物の所有の交換契約である. だが, この交換を規制する経済的原理は存在しない. なぜなら, ある物の一定期間の使用 (占有) は, ある物の一定期間の流動状態——このなかにもその有利用効果が現われてくる——であって, それ自体としては, 価値物ではないからである. だから, その対価の決定は, 契約当事者たちの合意 (恣意) に委ねられるほかはない. このゆえに, 貸借契約には, 無償のものから高利のものまでがありうるのである. こうしたことは, 使用貸借にも消費貸借にもいえる. なお, のちの問題であるが, 利子生み資本の規定においてはじめて, この対価の決定に一定の枠がはめられるのである.
- (8) ヘーゲルは次のように指摘している. 「したがって, ただ部分的ないし一時的の使用

だけ、ならびに部分的ないし一時的の占有〔それ自身、部分的ないし一時的な、物件使用の可能性として〕だけが私の権限に属しているときは、これは物件そのものの所有とは区別されている。」（『法の哲学』§62, 前掲訳258ページ）。

2. 消費貸借

さて、上の規定は、ある物に同種の代替物がある場合にも動かない。だが、この場合には、問題はやや複雑になる。これは法学でいう消費貸借の場合である⁽¹⁾。

問題を簡単にするために、われわれはある貸手から一定期間（1カ月）一定分量（1kg）の塩を借りたとしよう。さて、この場合、われわれはその期間内その塩の「期限つき所有権」を取得したことになるのだろうか。これが問題である。所有権移転の基準が処分権の移転にあることはすでに述べたとおりである。そうだとすると、この期間内において、われわれははたしてその塩の処分権を取得したことになるのだろうか。われわれは期間中その塩を占有するばかりでなく、それを調味料として使用してその実体を消失させることができる。だが、それだけではない、われわれは期間中その塩を処分することもできる。われわれがその塩をすてても、他人に贈与しても、また他の物と交換しても、われわれの貸主は一切文句をいわないはずである。こうみえてくると、われわれは、この期間中、その一定分量の塩の処分権を、したがってまた「期限つき所有権」を取得したように見える。だが、本当にそうだろうか。事態をもっとくわしくみてみよう。

たしかに、われわれは、この期間中、その一定分量の塩を処分することができる。これはまちがいない。しかし、われわれは、期限到来に際して、その一定分量の塩の処分権を再び貸手に返還しなければならない。そうであるかぎり、われわれが、期間中、その一定分量の塩を処分しえないことは明らかである。なぜなら、もしわれわれが期間中その一定分量の塩を本当に処分してしまったならば、期限が到来したときそれを貸主に返済することが不可能になってしまうからである。すなわち、われわれには期間中その一定分量の塩の処分権はないのである。借りた塩は自己所有の塩との間にはっきりした区別をもっているといわなければならない。

しかし、先にみたように、われわれは借りた塩を処分するではないか、われわれに処分権はないはずなのに、われわれは処分する。これは矛盾ではないか。たしかに矛盾である。だが、この矛盾を解く鍵は、塩の物質としての同一性にあ

る。たしかに塩の結晶は相互にちがう別々のものであるが、しかし人間にとってはどの塩の結晶も塩として全く同一である。だから、われわれが一定分量の塩というとき、ここでは、その塩の個々の結晶に注目する特殊としての塩という観点とそれには無関心な普遍としての塩という観点を区別しなければならない⁽²⁾。そうすると、一定分量の塩を考えると、この二つの観点が統一して含まれていること、さらに、特殊としての塩が変化しても、普遍としての塩は不変でありうる事がわかる。1Kgの塩は、その個々の部分がいかに外部の塩と入れ替っても、依然として1Kgの塩である。そして、われわれがいま当面している問題のポイントは、まさに、ここにある。

われわれが一定分量の塩を借りたとき、その塩は特殊の観点と普遍の観点を統一して含んでいる。そして、われわれが借りた塩を処分しようというとき、その本当の意味は、われわれは借りた塩そのもの、個々の結晶まで含んだ特殊としての塩を処分しようということにほかならない。もしこのことが無条件的に成立するならば、われわれはためらわずこれこそ所有権の契機としての処分権であり、所有権はわが手にありと主張するだろう。だが、このことが成立するのは、われわれが借りた塩の普遍を処分しえないという厳密な条件の下においてのみである⁽³⁾。

なるほど、塩は、一度は特殊としてもう一度は普遍として現われはしない。借りた塩の特殊が処分されると、塩の実体は消失する。だが、われわれは、期限到来までに、処分された塩の特殊と同一分量の別の塩の特殊を用意しておかなければならない。そして、この処分された塩の特殊と用意された別の塩の特殊、もっと一般的にいえば、借りた塩の特殊と返済されるべき塩の特殊の同一性（連続性）のうちに、借りた塩の普遍が自己の姿を示している。われわれは借りた分量だけ返済しなければならぬ以上、われわれは借りた塩の普遍を処分しえないのである。

さて、そうだとすると、ある物に同種の代替物がある場合、このある物の貸付は「期限つき」「所有権の移転」と考えることができるだろうか。これまでの議論を整理してみると、このある物の貸付において、貸手から借手へ移転するものは、占有権・使用权は当然として、ある物の特殊の処分権である、そしてある物の普遍の処分権は移転しない、ということになる。ある物の普遍の処分権は移転しないのであるから、「期限つき」であれ何であれ、そもそもある物の普遍の「所有権の移転」はありえない。かりにある物の普遍の処分権が移転すると考えて

も、これに「期限つき」という規定がつくと、処分しえない処分権の矛盾にいきつくほかない。これに対して、ある物の特殊の処分権は決定的に移転する。ある物の普通の処分権は移転しないという条件の下でだとはいえ、その特殊の処分権の移転は決定的である。ここでは「期限つき」という規定は余計であるばかりではなくあやまりである。この特殊の処分権の移転は決して「期限つき」でありえない。「期限つき」ならばその同一物の処分権が再び貸手に返還されなければならないが、ここでは決してそうならないのである。というのは、借手が貸手に返還するのは、かれが取得したある物の特殊の処分権ではなく、それとは別の（同種だとはいえ）ある物の特殊の処分権である。借手が返還するものは、かれが取得したのものとはっきり区別されている。かれが取得したものは、決定的に、かれのものである。だから、この場合にも、「期限つき」「所有権の移転」ということはできないのである。

結局、こういう結論が生じた。すなわち、ある物に同種の代替物がある場合、このある物の貸付において、その特殊の処分権は貸手から借手へ決定的に移転する。だが、その普通の処分権は移転せず貸手のもとにとどまる。と。だから、この場合、その特殊の処分権とその普通の処分権は分裂するのである。その特殊の処分権は借手にあり、その普通の処分権は貸手にある。この分裂が生ずるのは、ある物に、同種の代替物があるということ、すなわち、ある物と同種の代替物の物質としての同一性に基づいている。だからこそ、借手は、その普通を処分しえないのに、その特殊を処分するのである。そうだとすると、借手にあるその特殊の処分権というのは、ただ、ある物の特殊を同種の代替物の特殊と入れ替えることができるということの意味するにすぎない。このような処分権は、決して、所有権の契機をなす処分権だとはいえぬ。借手のその特殊の処分というのは、ある物に同種の代替物がある場合に特有な使用の形式にはかならないのである。これに対して、その普通の処分権こそ、ある物に同種の代替物がある場合にふさわしい処分権であって、所有権の契機をなすものである。というのは、貸手は、この場合には、そのある物がどの特殊から構成されているかについて全く無関心だからである。

だから、結局、ある物に同種の代替物がある場合、そのある物の貸付において、その占有、使用は貸手から借手へ移転するが、その所有は移転せず貸手にとどまると結論される。この結論は、ある物に同種の代替物がない場合の結論と本質的に同一である。ただ、ある物と同種の代替物の物質としての同一性に規定されて、やや複雑になっただけである。

- (1) わが国の民法は消費貸借について次のように規定している。「消費貸借ハ当事者ノ一方カ種類、品等及ヒ数量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ金銭其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス」(第587条)。すでにみたように、消費貸借にも無償のものと有償のものがある。だが、有償の場合、その対価については、第1項の注(7)に述べたことがあてはまる。だから、ここでは、消費貸借の特質を明らかにすることに重点をおく。
- (2) ここでは、この観点を確立しておくことが何よりも重要である。使用貸借においては未だこうした観点は現われてこない。というのは、その場合には、ある物の特殊と普遍は直接的に同一(個別)だからである。この観点は、消費貸借においてはじめて現われてくる。だが、貸付および返済されるのは、あくまで特殊と普遍の統一されたある物の個別である。ただ、貸借期間中にのみ、ある物の特殊と普遍が分離するのである。その根拠は以下の本文に示す。
- (3) 法学では、ある物の消費貸借において、貸手から借手に移転するのはその物の所有権だと考えているが、それは、ある物の特殊と普遍を区別しないために、ある物の特殊の処分権と普遍の処分権を混同する結果である。頭川氏の「貨幣貸付＝貨幣所有権の期限つき移転」説も、根本的には、この混同に立脚している。

3. 貨幣の貸借

貨幣の貸借は、前項で考察した消費貸借の特殊な場合である。すなわち、貸借の対象が貨幣の場合である。法学ではこれを金銭消費貸借といっている。商品生産社会における貨幣の重要性に鑑みて、貨幣の貸借はまた独特の重要性をもっている。同時に、貸借の対象が貨幣であることからくる独特の規定をもっている。そこで、これから、この貨幣の貸借を考察してみよう。貨幣の貸付において、貸手から借手へ移転するのは何であろうか。貨幣の貸借が貨幣の消費貸借であることからわかるように、貨幣の占有、使用およびその貨幣の特殊の処分である。そして、その貨幣の普遍の処分は移転せず貸手にあることもわかる。このうち、その貨幣の特殊の処分というのは、借手はその貨幣そのものを、どこからも文句の出ることなしに、処分しうるということである。だがすでにみたように、このことが成立するのは、借手にはその貨幣の普遍の処分権がないという条件の下でのみである。ところで、この貨幣の普遍というのは一体何であろうか。さきに考察したように、たとえば、1Kgの塩の普遍というのは、その個々の構成部分には無関心な1Kgの塩である。同様に、たとえば、1万円の貨幣の普遍は、さしあたり、その個々の構成部分には無関心な1万円の貨幣である。塩の場合にその普遍の根拠をなすのは、塩の物質としての同一性であった。それでは、貨幣の場合にその普遍の根拠をなすのは何であろうか。それは、貨幣の価値としての同一性である。1万円の貨幣は、その構成部分がどんなに変化しようと、価値としては同一である。だから、1万円の貨幣の普遍というのは、貨幣の形式にある1万円

の価値のことにほかならない。簡単にいうと、貨幣の普遍とは、貨幣の形式にある価値である⁽¹⁾。したがって、結局、借手は、その貨幣そのものを処分しうるが、貨幣の形式にある価値を処分しえないということになる。

借手は、たしかに、その貨幣そのものを処分しうる。だが、かれは貨幣の形式にある価値を処分しえないのであるから、かれは期限までにどこからか別の貨幣を調達してこななければならない。だから、この場合、その貨幣そのものの処分といっても、それは、所有の契機をなす処分ではなく、貨幣の「期限つき」の使用にほかならない。総じて、処分と使用の同一性が消費貸借の特質である。もちろん、処分は対象物の特殊に、使用はその普遍に関係する。

結局、貨幣の貸付において、貸手に残っているのは、その貨幣の普遍の処分権、すなわち、貨幣の形式にある価値の処分権のみである。その貨幣の占有権、使用权（その貨幣の特殊の処分権）は借手に移転している。そこで、貸手は、その貨幣がいかにか占有され、また、いかに使用されるかについて全く無関心である。貸手にとっては、貨幣（特殊）を貸付けたのであるから貨幣（別の特殊）を返還される、それで十分である。貸手は、あれやこれやの貨幣の特殊ではなく、それらに共通のもの、すなわち、貨幣の形式にある価値を所有しているのである⁽²⁾。したがって、貸手は、全く無条件的に、かれの意志のみによって、かれの所有物である貨幣の形式にある価値を処分することができる。かれはそれをすてることができるし、他人に贈与することもできるし、また、他の物と交換することもできる。これらは借手の決してなしえないことである。借手は、貸手の意志をまたないでは、決してそれを処分することはできない。

これに対応して、借手は、その期間中、その貨幣を占有し、その貨幣の特殊を処分してこれを使用することができる。これは、貸手の容喙を許さない借手独自の権限である。借手が従わなければならない唯一の条件は、期限到来に際して貨幣を貸手に返還しなければならないということである。その場合、借りた貨幣とは別の貨幣であっても全然さしつかえない。このことは、別の言葉でいうと、借手は貨幣の形式にある価値を処分しえないということである。この条件に従いさえすれば、借手はその貨幣を自由に占有し、その特殊を処分してこれを使用することができる。

それでは、借手はいかにその貨幣を処分（使用）するのだろうか。借手は、まず、その貨幣をすてたり贈与したりすることができる。この場合には、もちろん、別の貨幣がかれの所有のなかから補充されなければならない。借手は、また、その貨幣である商品を購入することができる。この場合には、貨幣の形式に

あった価値が商品の形式に変換する。借手はその商品を自由に占有し、使用し、処分しうる。それ自体をみれば、かれはその商品の所有権を取得したようにみえる。だが、かれがこの商品をすてたり贈与したりする場合、または、借手がこの商品を消費してその価値を消失させる場合には、再び別の貨幣がかれの所有のなかから補充されなければならない。だから、これらの場合には、借手は貨幣や商品を処分するといっても、それは、借手は貨幣の形式にある価値を処分しえないという条件のもとでのことにすぎない。こうしたことは、貨幣の貸借が消費貸借だということからただちにでてくる性質である。

だが、借手はその貨幣で購買した商品を再び販売する場合にはどうなるのだろうか。もっと具体的にいうと、借手はその貨幣で購買した商品を生産要素として使用し、したがって、その価値が消失せず生産物（商品）に再現する場合にはどうなるのだろうか。この場合には、ある貨幣がかれの所有のなかから補充されることは必要でない。なぜなら、この場合には、価値は消失せず生産物（商品）のなかにあり、これが販売されると、価値が再び貨幣の形式をとることになるからである。すなわち、貨幣が再び借手のもとに回流してくるのである。そして、借手はその回流してきた貨幣を貸手に返還すればよいのである。まさに、こうしたことが、同じ消費貸借のなかでも、貨幣の貸借の決定的な特質をなすのである。

このような貨幣の貸借の特質は、貨幣と商品の価値としての同一性から生ずる。元来、貨幣の消費貸借は、貨幣の特殊の価値としての同一性をその根拠としているのであるが、この貨幣の特殊の同一性たる価値は、実は、商品にも連続しているのである。すなわち、貨幣と商品は、価値としては、同一なのである。だから、借手はその貨幣で商品を購入しあるいはその生産物（商品）を販売して貨幣を取得するということが、価値の形式の変換であっても、価値の処分ではありえない。価値は、この過程において、同一不変である。つまり、貨幣の貸借において、借手は、その価値を処分することなく、価値の形式を変換することができるのである⁽³⁾。

借手が価値の形式を貨幣から商品へ変換するかぎりでは、かれは価値の形式を再び商品（生産物）から貨幣へ変換しなければならない。しかし、この後者の形式変換が必ず期限前になされるとはかぎらない。そこで、この形式変換が期限までになされない場合、借手は自己所有の貨幣を補充しなければならない。それは、自己所有の商品が転化したものであるかもしれない。かかる次第であるから、借手のもとでは、他人所有の（処分しえない）価値の形式変換の運動は、自己所有の（処分しうる）価値の形式変換の運動と分かちがたく融合している。価値の形

式変換の運動としては、両者は一体だといってよい。だが、同時に、両者は区別されているのであって、いかなる事情のもとでも、他人所有の（処分しえない）価値が自己所有の（処分しうる）価値と同一になることはありえない。他人所有の（処分しえない）価値は、同一の形式変換の運動のなかにおいて、しっかりと自分の位置を占めているのである⁽⁴⁾。このことは、借手が借りた貨幣やそれが形式変換した商品をすてたり贈与したりして価値もろともに処分する場合に、はっきりと現われる。こうしたことは、たしかに、借手のなしうることである。だが、この場合には、借手は、その価値の分量だけ、自己所有の貨幣や形式的にその前段階にある商品の価値を処分しえなくなるのである。結局、借手が処分しうるのは自己所有の価値だけである。借手は、決して、他人所有の価値を処分しえないのである。

かくして、貨幣の貸借は、決して、「期限つき」「所有権の移転」といえないことがわかる。貨幣の貸借において、貨幣は、その特殊・普遍（価値）ともに、貸手から借手に移転される。だから、借手はそれを自由に占有し、さらに、その特殊を処分してこれを使用することができる。だが、借手は決してその普遍（価値）を処分しえない。つまり、借手には価値の処分権がないのである。このかぎりでは、貨幣の貸借は決して「所有権の移転」とはいえないのである。しかし、価値の処分権は一時的に、「期限つき」で、借手に移転するのではないかと強弁されるかもしれない。だが、これはむりである。われわれは何かあるものを一時的にすてることはできない。「一時的に」ならば、それは何らすてることにならない。「すてる」のであれば、一時的にであってはならない。こういうのを形容矛盾というのである。価値についても同様である。価値の処分権が一時的に借手にあるというならば、借手はその価値を一時的にすてることができなければならない。だが、これは形容矛盾である。こんなむりをしなくても、価値の処分権は貸手にあるとすればよいのである。貸手は、無条件的に、かれの意志のみで、その価値をすてることができる。こういう処分権こそが、所有権の契機をなす処分権なのである。すなわち、貸手はその価値の所有権を喪失しない。かれは依然としてその価値の所有者である。だから、貨幣の貸借において、貸手から借手へ一時的に、「期限つき」で、移転するのは、貨幣の占有権、使用权でなければならないのである⁽⁵⁾。

(1) この点が、同じ消費貸借のなかでも、貨幣の消費貸借の特質をなす。だから、それは商品生産社会に特有の貸借である。

(2) だから、会計実務においても、貨幣の形式にある価値の所有すなわち貸付金は、無条

件的に、貸手の資産に計上される。

- (3) これは、貨幣の貸借に独自の結果である。だから、もし借手がこの貨幣に $G - W < \frac{Pm}{A}$... $P \dots W' - G'$ という運動をさせるとすると、 $\Delta G = G' - G$ は完全に借手の所有に帰する（もちろん G は貸手の所有である）。したがって、借手には、その貨幣借入れに対して、その利得のなかから対価を支払いうる可能性が生ずる。こうした可能性は利子生み資本の規定において措定される。
- (4) 借手の財産計算（会計実務）においては、借方（資産）の側では自己所有のものと他人所有のものがひとつに融合しているが、貸方（負債・資本）の側では、他人所有のものは負債、自己所有のものは資本としてはっきりと区別されている。
- (5) 貨幣の普遍（価値）の処分権（所有権）が一方の手にあり、その占有権および特殊の処分権＝使用権が他方の手にあるという状態——すなわち、貨幣の貸借関係——は、商業信用によっても形成される。商業信用を本格的に取扱うのはのちの課題であるが、ここでは、それが貨幣の貸借関係を形成する点のみ指摘しておこう。商業信用は、商品の売買において、商品の移転と貨幣の移転を時間的に分離させる。すなわち、貨幣の移転は商品の移転から一定期間おくれるのである。だから、売手は買手の手形（一定期間後に貨幣を支払うという約束）と交換に商品を買手に移転することになる。そして、一定期間経過後、貨幣が買手から売手に移転されるのである。売手と買手のこういう合意が信用売買契約にほかならない。この契約において、売手から買手への商業信用が表現されているのである。さて、商品は販売されたのであるから、その所有権は売手から買手に移転する。だから、同時に、その対価たる貨幣の所有権が買手から売手に移転しなければならない。ところが、信用売買においては、この貨幣の移転が一定期間延期されている。そうだとすると、この場合、売手は貨幣の所有権を取得するが、しかし貨幣の現物すなわちその占有権と使用権を取得しない。だから、売手が取得するのは、ただ、貨幣の普遍（価値）の処分権だけである。これに対応して、買手は貨幣の所有権を喪失するが、しかしその占有権と使用権を喪失しない。だから、借手が喪失するのは、ただ、貨幣の価値の処分権だけである。つまり、この期間中、貨幣の価値の処分権は売手にあり、そして貨幣の占有権と使用権（貨幣の特殊の処分権）は買手にあるということになる。このことは、正確に、貨幣の貸借関係にはかならない。すなわち、商品の売手は貨幣の貸手になり、商品の買手は貨幣の借手になるのである。かくして、商業信用は貨幣の貸借関係を形成するといわなければならない。だから、この期間中、買手（借手）は、その貨幣を資本として使用することによって、平均利潤を取得しうる。このゆえに、利子生み資本が確立（措定）されている場合には、買手（借手）は売手（貸手）に利子を支払わなければならない。つまり、信用価格は現金価格より利子相当分だけ高くなるのである。

第2節 「貨幣が資本として商品となり販売される」とはどういうことか

前節では、貸借関係が所有の側面から抽象的に分析された。だが、資本制的生産様式が前提されると、貸借関係は一段と複雑になり、一層具体化される。それは、同時に、「貨幣が資本として商品となり販売される」という関係を展開する。

1. 一般的（平均）利潤率の確立と貨幣の二規定（貨幣と資本）

『資本論』第3巻第5篇「利子と企業者利得への利潤の分裂、利子生み資本」は、『資本論』のそれまでの全展開を前提としている。とりわけ、結論的にいうと、一般的（平均）利潤率の確立をその直接的な前提としている。方法的にいうと、利子生み資本の規定とその諸運動は、すでに、一般的（平均）利潤率の確立している論理的世界のなかに、その内面（可能性）としてつつみこまれているのである。たしかに、一般的（平均）利潤率の世界においては、利子生み資本の規定やその諸運動は規定（確立）されていない。だからこそ、それは、ただ、内面（可能性）として存在しているにすぎないのである。だが、同時に、それは、われわれが一般的（平均）利潤率の世界を分析すれば、そこに発見せざるをえないものとして存在しているのである。すなわち、内的なものは外的なものにほかならない⁽¹⁾。しかし、内的なものはいつまでも内的なものにとどまっているのではない。内的なものは、やがて、それ自身の論理に従って、自らを外的なものとして示すに至る。これに対応して、最初われわれの認識としてあった外的なものが、存在自身に内的なものに転化していくのである。われわれは、『資本論』第3巻第5篇の第21—24章は、一般的（平均）利潤率の世界を分析して、利子生み資本の規定を内的に（すなわち、われわれの認識によって外的に）把握したもので、そして、第25—35章は、利子生み資本の諸運動が外的に確立し、したがって、それが利潤生み資本（機能資本）と現実的關係をもち、信用体系を形成する存在過程を把握したもの（ここでは、われわれの認識は存在に内的なものになる）と考える。従来の信用論研究においては、こういう論理の把握が弱かったのではないかと思われる⁽²⁾。

さて、利子生み資本の内的な規定であるがそれは「貨幣が資本として商品となり販売される」過程を通して与えられる。そこで、この過程を正しく把握することが肝要となるが、それは次項の課題とし、本項では、その前提となる貨幣の二規定を分析する。

ここでは、まず、一般的（平均）利潤率の確立が直接的な前提である。すなわち、産業、商業を問わず、あらゆる部門において、同量の資本が投下されれば、同量の利潤が得られるという事態が直接的な前提である。どうしてこういう事態になるかということは、それ自体重要ではあるが、ここでの課題ではない。ここでは、それを直接的に前提するだけで十分である。それでは、この直接的な前提を分析すれば何がでてくるか。

資本の価値の自己増殖は、貨幣資本の循環 $G - W \leftarrow \frac{Pm \dots P \dots W'}{A} - G'$ (産業資本)において、もっとも端的に示される。ここで、 $\Delta G = G' - G$ が利潤を表わし、 $\Delta G/G$ が利潤率を表わすことはいうまでもあるまい。これに、投下諸部門における資本の有機的構成の相違や資本の回転期間の相違が折り込まれ、さらに、商業資本の自立が達成されて、一般的(平均)利潤率の確立となるのである。すなわち、一般的(平均)利潤率の確立とは、すべての投下部門において、一定期間において、利潤率($\Delta G/G$)がすべて均等になっているということである。だから、もはや資本を投下部門によって区別することは全く必要でない。ここでは、同一分量の資本が一定期間に同一分量の利潤を生むという関係が端的に措定されているのである。これが、一般的(平均)利潤率の確立ということのもつ意義である⁽³⁾。

さて、このことをもう少しわしく考えてみよう。貨幣資本の循環をみればわかるように、その循環の契機として現われてくる貨幣は、ただ、貨幣として機能するにすぎない。それは貨幣である。だが、一般的(平均)利潤率が確立されているという前提のもとでは、その貨幣は、適当に使用されると、平均利潤を生む。そして、貨幣は、それが平均利潤を生むという運動をするかぎり、資本と規定されるのである。だから、そのかぎり、貨幣は資本である、といえる。そうだからこそ、貨幣資本の循環というのである。だが、ここには論理的にきわめて微妙な問題がある。この点を少し考えてみよう。

「貨幣は資本である」という判断は、貨幣と資本の同一性を表現している。すなわち、貨幣は、資本と規定されても、決して貨幣でなくなるのではない、依然として貨幣のまま、むしろ、貨幣そのものが資本だ、ということ表現している。このことは、貨幣資本の循環において、貨幣資本がはたすのは貨幣としての機能だけだという事実と合致している⁽⁴⁾。だが、それと同時に、この判断は、貨幣と資本の区別をも表現している。貨幣と資本ははちがうものである。もしこの二つがすっかり同一のものであれば、二つの概念はいらない。たったひとつの概念で十分なはずである。だから、ここでは、「貨幣は資本ではない」といわなければならない。貨幣資本の循環でいうと、それは、貨幣資本の循環であって、決して貨幣の循環ではないということになる。しかし、こうなると、先の「貨幣は資本である」という判断はどうなるのであろうか。その真理は、「貨幣は資本になる」ということのうちにある。すなわち、貨幣は、貨幣のまま(同一)、しかし貨幣そのものとはちがう(区別)資本になるのである。もちろん、貨幣は、じっとして、資本になれるはずはない。だから、こういなければならない

い、すなわち、貨幣は、平均利潤を生むという運動をして、資本になるのだ、と、言い換えると、平均利潤を生むという運動をする貨幣が資本なのである⁽⁵⁾。

そうだとすると、ここには、貨幣についての二つの規定があることになる。ひとつはそれ自体としての貨幣の規定であり、他のひとつは平均利潤を生むという運動と関連した貨幣の規定、すなわち、資本となった貨幣の規定である。前者を貨幣としての貨幣とよぶとすれば、後者を資本としての貨幣とよぶことができる。論理的には、前者を貨幣の直接規定、後者を貨幣の反省規定ととらえることができる。

一般に、ある物の直接規定というのは、その物自体の規定のことである。これに対して、ある物は、その物がある特定の運動をするとき、何々だといわれる。この何々というのがある物の反省規定なのである⁽⁶⁾。たとえば、石が（で）あるというのは石の直接規定であるが、その石が、それでもって相手（動物など）を打ち倒すという運動をするとき、その石は武器といわれる。この武器というのが石の反省規定なのである。石は武器になることによって、石のままで、石それ自体とはちがうものになるのである。ある物の反省規定というものは、その物をいくら細かく調べても決してわかるものではない。それは、ある物がある特定の運動をするときにのみ現われてくるものである。そこで、これをある物に引き戻して論理的にとらえると、ある物の反省規定はある物の内面、可能性（能力）と規定されるのである。武器は石の内面であり、換言すれば、石は武器になる可能性（能力）をもっているということになる。同様に、資本は貨幣の内面であり、換言すれば、貨幣は資本になる可能性（能力）をもっているということになるのである。貨幣がもつに至るといふ「追加的使用価値」というのも、これと別のものではない⁽⁷⁾。

こうして、一般的（平均）利潤率が確立しているという前提のもとでは、一方では貨幣としての貨幣（直接規定、貨幣）、他方では資本としての貨幣（反省規定、資本）という貨幣の規定の二重性が生じるのである。この貨幣の規定の二重性は以下の議論の基軸となるが、この観点こそ従来の研究に決定的に欠落していたものであることを指摘しておきたい。

(1) ヘーゲルは次のように指摘している。「この意味で、ただ単に内面でしかないところの或る物は、まさにその故に単に外面であるにすぎない。或いは逆に、単に外面でしかないところの或る物は、まさにその故に単に内面でしかない。」（『大論理学』、武市健人訳、岩波書店、中巻、205ページ）。なお『小論理学』の説明をみてみよう。「対象が単に内的なものであり、かくして同時に単に外的なものである場合、あるいは同じこ

とだが、対象が単に外的なものであり、かくして単に内的なものである場合、その対象は欠陥を持つもの、すなわち不完全なものである。例えば、子供も、人間である以上、理性的存在ではあるが、しかし子供そのものの理性は、まず内的なもの、すなわち素質、使命、等々として存在するにすぎず、そしてこの単に内的なものは同時に、子供に対しては、両親の意志とか、教師の知識とか、一般に子供の周囲にある理性的世界として、単に外的なものという形を持っている。子供の教育および教養とは、子供が最初は潜在的にのみあるところのものに、したがって他人(大人)にたいしてのみ意識されてあるところのものに、自覚的にもなる、ということにある。子供のうちではようやく内的な可能性としてのみ存在している理性は、教育によって実現されるのであり、また逆に子供は、最初外的な権威とのみでいた人倫や、宗教や、学問を自分自身のもの、自分の内部として意識するようになるのである。」(松村一人訳、岩波文庫、下巻、77ページ)。この子供の例でもわかるとおり、利子生み資本は利潤生み資本の内部に内的な可能性としてのみ存在している。だからこそ同時に、それは、利潤生み資本には外的に、われわれ(の認識)にとって(für uns)のみ存在しているにすぎないのである。そして、子供がやがて最初潜在的にのみあるところのものに自覚的にもなるように、利潤生み資本はそれ自身の内部から利子生み資本を生みだし、これを自分に内的なものとして指定するのである。このことは、「資本」に対するわれわれの認識過程と「資本」自体の存在過程の同一性を示している。というのは、われわれの認識は「資本」の外的なものから内的なものへと進んでいくが、「資本」自体の運動も外的なものの中に内的なものを指定(確立)していくからである。なお、こうした論理的把握については、許萬元氏の諸著作(『ヘーゲルにおける現実性と概念的把握の論理』、大月書店、1968年、『ヘーゲル弁証法の本質』、青木書店、1972年、『認識論としての弁証法』、青木書店、1978年)から示唆を受けた。

- (2) こうした論理は、わたくしが『資本論』第3巻第5篇の展開はこうでなければならないと考える論理である。現行『資本論』の当該部分の叙述は全体として脈絡の把握がたいものとなっているので、それはこの論理に従って再構成されなければならないと考えている。なお、この論理は、宇野「信用論」に対してひとつの照明を与える。すなわち、この論理に照らしてみると、宇野「信用論」には、「存在論としての利子生み資本論」はあっても、「認識論としての利子生み資本論」がないということがはっきりわかる。つまり、この「認識論の欠落」とそ宇野「信用論」(一般に宇野理論)の特質なのである。宇野「信用論」に対する批判はこれまでもいくつかあるが、この点に触れたものはあまりなかったように思う。ただし、宇野理論の特質を「認識論なき存在論」ととらえる観点は許萬元氏によって与えられている(前掲『認識論としての弁証法』第三篇Ⅲ二)。だが詳論は別の機会に譲るほかはない。
- (3) マルクスは第21章「利子生み資本」の叙述を「一般的(平均)利潤率の完成姿態」をもって始めている。一般的(平均)利潤率は第3巻第4篇「商品資本と貨幣資本の、商品取扱資本と貨幣取扱資本への転形(商人資本)」によって完成姿態に達する。利子生み資本を規定するためには、どうしても「一般的(平均)利潤率の完成姿態」という前提が必要なのである。宇野理論は、「利子論」のなかで「商業資本と商業利潤」を説くことによって、この関係を混乱させている。
- (4) 「市場では、商品資本は単純に商品として機能する。」(マルクス『資本論』第3巻、Karl Marx・Friedrich Engels, Werke, Band 25, Dietz Verlag Berlin, 354ページ、長谷部文雄訳、『世界の大思想』13、河出書房新社、282ページ、——以下、Ⅲ、354ページ、訳282ページと略記する)。「同様に資本は、貨幣資本としては、事実上で

はただ単純に貨幣として、すなわち商品（生産諸要素）の購買手段として作用するにすぎない。」（Ⅲ，354ページ，訳282ページ）。

- (5) 「資本が流過程で資本として登場するのは、全経過の関連においてのみ、出発点が同時に復帰点として現象する契機においてのみ、 $G-G'$ または $W-W'$ においてのみ、である（他方、資本が生産過程で資本として登場するのは、資本家のもとへの労働者の従属および剰余価値の生産によってである）。」（Ⅲ，355ページ，訳282-3ページ）。いうまでもなく、資本（産業資本）は貨幣資本、生産資本、商品資本という機能諸形態をとる。ここでは、貨幣資本に資本を代表させて考察しているのである。
- (6) この論理は牧野紀之氏が明らかにされている。「一般化していうならば、『あるものが何であるかは、それがその時どういふ関係のなかにあつて、どういふものとして機能しているかに依る』ということである。机に坐つて書きものをしてゐる。風が吹いてきて、書類がとびそうになる。あわてて時計を書類の上ののせて防ぐ。その時、その時計は、時計ではなく重しなのである。こういう考え方を発見し、意識的に実行した人がヘーゲルであり、マルクスもそれを受けついでなのである。」（牧野道場訳『初版資本論の付録』，鶏鳴出版，注（37），171ページ）。
- (7) 「かようにして貨幣は、貨幣として有する使用価値のほか、一つの追加的使用価値、すなわち、資本として機能するという使用価値を受けとる。貨幣の使用価値というのは、この場合には、まさに、資本に転化した貨幣が生産する利潤のことである。」（Ⅲ，351ページ，訳279ページ）。

2. 「貨幣が資本として商品となり販売される」ということ

さて、前項の分析を基礎にして、「貨幣が資本として商品となり販売される」という事態を考察してみよう⁽¹⁾。ここで、ある物が「商品となり販売される」ということは、いうまでもなく、ある物が売買の対象となり、かつまた、実際に売買されるということにはかならない。そして、売買であるかぎり、その物の所有は売手から買手に移転するにちがいない。もちろん、それに対応して、貨幣（その商品の価格）の所有が買手から売手へ移転することになる。それでは、ここで「商品となる」のは一体何であろうか。そして、それはいかにして販売されるのであろうか。これが本項の課題である。

前項で指摘されたように、一般的（平均）利潤率が確立しているという前提のもとでは、貨幣には、貨幣としての貨幣（直接規定、貨幣）と資本としての貨幣（反省規定、資本）という二重の規定が生じている。このうち、貨幣としての貨幣はただ商品を購入するという運動をうするにすぎない。それが商品として販売されるということは、貨幣が貨幣と交換されることを意味するのであって、それ自体無意味である。貨幣としての貨幣が商品として販売されることはありえない。したがってまた、貨幣としての貨幣が商品となることもありえないのである⁽²⁾。これに対して、資本としての貨幣は、貨幣の内面、可能性（能力）であつ

て、貨幣としての貨幣とは区別されている。だから、それは、条件しだいで、商品となりうるものである。すなわちその所有が売手から買手に移転することができれば⁽³⁾。

貨幣としての貨幣の所有と資本としての貨幣の所有は同一ではない。それらははっきりと区別されている。一般に、所有の基準は、占有、使用にではなく、処分にある。ある物を処分しうる場合にのみ、ひとはその物を所有しているといえるのである。だから、貨幣としての貨幣の所有というのは、それを処分しうるということである。他方では、資本としての貨幣は、貨幣の内面、可能性（能力）であって、貨幣の運動（平均利潤を生むという）のなかにのみ現われてくる。だから、逆に、貨幣を運動させることができれば、その運動のなかにのみ現われてくる貨幣の内面、可能性（能力）すなわち資本としての貨幣を自由に占有し、使用し、処分することができる。それゆえ、貨幣の運動を支配する者が、そしてこの者のみが、資本としての貨幣を所有しているといえる。すなわち、資本としての貨幣を所有するためには、貨幣としての貨幣の運動を支配するだけで十分なのである⁽⁴⁾。

このように、資本としての貨幣の所有とは貨幣としての貨幣の運動の支配にはかならない。だから、資本としての貨幣の所有を移転するということは、貨幣としての貨幣の運動の支配を移転するということなのである。それでは、売手は、買手に、貨幣としての貨幣の運動の支配を移転することができるだろうか。できる。いかにしてか、それは、売手が買手に貨幣としての貨幣の占有および使用を移転することによってである。買手が貨幣としての貨幣の占有および使用を取得すれば、かれはそれに平均利潤を生むという運動をさせることができる。かくして、買手は資本としての貨幣の所有を取得することになるのである。要するに、売手は買手に、貨幣としての貨幣の占有および使用を移転することによって、資本としての貨幣の所有を移転するのである。

このように、資本としての貨幣は、その所有を移転しうるものであるから、販売の対象となりかつまた実際に販売されて、商品であることを自ら示している。すなわち、資本としての貨幣が商品となるということが措定されるのである。

資本としての貨幣が商品となり販売されることによって、貨幣としての貨幣の占有および使用は売手から買手へ移転する。だが、このことは、決して、貨幣としての貨幣の所有が売手から買手へ移転することを意味しない。移転するのはあくまでその占有と使用のみである。その処分は決して移転せず売手のもとにあ

る。だから、売手は依然として貨幣としての貨幣を所有している。しかし、その占有および使用は喪失している。つまり、これは前節第3項でみた貨幣の貸付である。すなわち、資本としての貨幣（商品）の販売は貨幣としての貨幣の貸付にほかならない。これが「貨幣が資本として商品となり販売される」事態の全核心である⁽⁵⁾。

ここでは、貨幣としての貨幣（直接規定、貨幣）と資本としての貨幣（反省規定、資本）という貨幣規定の二重性の観点を確立することが何よりも大切である。この観点がないと、通説のように、貸付の面は正しく把握できても販売の面にあいまいさを残したり⁽⁶⁾、頭川説のように、貸付を販売に解消してしまう結果になるのである⁽⁷⁾。

- (1) 「可能的〔潜勢的〕資本・利潤を生産するための手段・としてのこの属性において、貨幣が商品——といっても、独自の種類の商品——となる。または、同じことに帰着するが、資本としての資本が商品となる。」（Ⅲ、351ページ、訳279ページ）。
- (2) 「貨幣のこの第一の位置変換は、姿態変換上の何らの行為も——購買も販売も——表現しない。所有は譲渡されない、というのは、何らの交換もおこなわれず、何らの等価も受取られないからである。」（Ⅲ、359ページ、訳286—7ページ）。これはもちろん「貨幣としての貨幣」についての説明とみななければならない。というのは、のちにみるように、「資本としての貨幣」についてはその対価が受取られるからである。
- (3) 「貨幣が資本として機能し、したがって資本自体・潜勢的資本・として第三者に譲渡されうるといふこと、——これこそ根本前提である。」（Ⅲ、367ページ、訳293ページ）。なお、マルクスは、資本が商品として現象する条件について、次のようにも書いている。「だが、ここで資本そのものが商品として現象するのは、資本が市場に提供され、資本としての貨幣の使用価値が現実に譲渡されるかぎりにおいてである。」（Ⅲ、367ページ、訳293ページ）。「さらに、資本が商品として現象するのは、利子と本来の利潤とへの利潤の分割が、商品の市場価格とまったく同じように、需要供給によって、つまり競争によって調整されるかぎりにおいてである。」（Ⅲ、368ページ、訳293ページ）。
- (4) 「かくして、100ポンドを自由に処分しうる人は、100ポンドを120ポンドたらしめる力、または、20ポンドの利潤を生産する力を所有する。彼は100ポンドの可能的資本を所有する。もしこの人が、この100ポンドを一年間、これを現実に資本として充用する他の人に委託するならば、前者は後者にたいし、後者がなにも要費せず何らの等価も支払わない20ポンドの利潤すなわち剰余価値を生産する力を与えるわけである。」（Ⅲ、351ページ、訳279ページ）。つまり、利潤を生産する力（資本としての貨幣）を所有するためには、貨幣（貨幣としての）を資本として充用できれば、それで十分である。逆にいうと、貨幣としての貨幣を所有することは必要ではないのである。
- (5) 「この商品に・商品としての資本に・独自なものたる貸付の形態——これはなお、ほかの諸取引でも販売の形態のかわりにあらわれる——は、資本がここでは商品として登場するという規定、すなわち資本としての貨幣が商品となるという規定から生ずる。」（Ⅲ、354ページ、訳281ページ）。「だからこの貸付は、それ（価値額——引用者）を

貨幣または商品としてでなく資本として譲渡するにふさわしい形態である。」(Ⅲ, 362ページ, 訳289ページ)。ここでは、資本としての貨幣(商品)の販売ということと貨幣としての貨幣の貸付ということの区別と同一をはっきりと把握することが肝心である。なお、「貨幣が資本として商品となる」事態については、宇野弘蔵氏と三宅義夫氏の間に論争がある。その全体をここで取扱うことはできないが、その要点だけを指摘しておきたいと思う。論点のひとつは、宇野氏の次の叙述である。「なお、貸付資本は、これもまた後に明らかにするように資本を貸付けるものとして資本なのではない。いつでも資本として機能し得る貨幣を貸付けるといことは、それ自身資本を貸付けるわけではない。貨幣を貸付けることが、そしてそれによって利子を得ることが、かかる貨幣の所有者にその貨幣を資本たらしめるのである。したがってその貸付に対して得られる利子は『資本の価値』ではなく、貨幣の一定期間の使用に対する対価にすぎない。ここでは貨幣自身が商品となるのであって、なお資本が商品となるのではない。この点マルクスの説くところ(…)と異なるが、ここでは単にその点を指摘するにとどめておく。」(『経済原論』, 岩波書店, 1977年, 合本改版, 259ページ)。わたくしは、三宅氏のように「右の文章を一読, 二読しただけでその意味を一義的に捉えうる人はおそらくほとんどないであろう。」(『貨幣信用論研究』, 未来社, 293ページ)とは考えない。ここには貨幣としての貨幣が貸付けられ、その対価たる利子が得られて、資本(利子生み)になるという関係が整然と述べられていると思う。ただ、一般的(平均)利潤率が確立しているという前提のもとでは、貨幣としての貨幣の有償の貸付は同時に資本としての貨幣(商品)の販売にほかならないのに、この点に触れられていないのを訝るのみである。なぜ「ここでは貨幣自身が商品となるのであって、なお資本が商品となるのではない。」といわなければならないのか。貨幣が貸付けられることによって、資本一貨幣の運動のなかにのみ現われてくる一が商品として販売されているではないか、と思う。だから、当然、利子は資本という商品の対価(これはまた宇野氏のいわれる「貨幣の一定期間の使用に対する対価」でもある、けだし、この両者は同一のものだから)でなければならないのである。ところで、三宅氏はいわれる。「貨幣はここで『可能的資本としての、利潤を生産するための手段としての属性において』商品となる。そういう規定性において商品となるのであって、決して貨幣としての規定性において商品となるのではない。このように利子生み資本においては、貨幣は資本として機能するという規定性において商品となる、――ということとは、資本として機能するという規定性における貨幣が商品となる、といいかえても同じである。ところで、資本として機能するという規定性における貨幣はいいかえれば資本としての貨幣であり、かたんにいえば資本にほかならない。資本が商品となるという資本とは、かかる意味なのである。」(『前掲書』, 333ページ)。ここでは、資本としての貨幣が商品となるという論理はよくとらえられている。しかし、貨幣は「けっして貨幣としての規定性において商品となるのではない」のだから、貨幣としての貨幣は単純に貸付けられるのみである。この点もまた正当に把握されなければならない。つまり、貸付けられるのはあくまで貨幣としての貨幣なのである。そして、一般的(平均)利潤率が確立しているという前提のもとでは貨幣としての貨幣の貸付ということとは、資本としての貨幣(商品)の販売ということと一体をなしている。だからこそ、資本としての貨幣(商品)の対価たる利子が貨幣としての貨幣に帰属し、これを利子生み資本たらしめるのである。三宅氏の議論では、どうもこの関係が明確になっていないように思われる。たとえば、三宅氏は次のようにいわれる。「資本制生産の基礎の上では貨幣は貨幣として有する使用価値のほかに利潤を生み出すという使用価値を、つまり資本として機能するという使用価値を受けるとい

うこと、かくて貨幣はかかる使用価値をもつ商品として取引されることとなるということ、取引されるものは貨幣であるにはちがいないが、それはたんに貨幣として支出されるのではなく、かかる使用価値をもつ貨幣として、つまりはじめから資本として取引されるのであるということ、かかる点が利子生み資本の独自の性格であること、これらのことをしっかりと把握することが必要なのである。」（『前掲書』、313ページ）。「取引」という言葉があいまいであることは別にしても、はじめから「資本」として取引されるということ自体があいまいである。資本（利潤生み）としての貨幣が取引（売買）されるならば、貨幣としての貨幣が貸借されるということにならざるをえないのではないか。そして、資本としての貨幣（商品）の対価たる利子が貨幣としての貨幣に帰属するという点に利子生み資本の独自の性格があるのではないか。三宅氏の議論においては、貨幣としての貨幣の貸付ということがしっかりした位置を占めていないように思われる。

- (6) たとえば、飯田繁氏は次のようにいわれる。「貨幣が『資本として<商品>となる』という利子つき資本の特殊な規定から、利子つき資本の特有な譲渡形式（資本が『商品』として『販売される』特殊な仕方、すなわち、販売の形式でなく貸付の形式であらわされるところの）が生ずる。」（『利子つき資本の理論』、日本評論新社、54ページ）。また、麓健一氏によると次のとおりである。「ほんらいの商品の譲渡様式が販売とよばれるのにたいして、利子生み資本という独自の種類の商品の譲渡様式は、このようにとくに貸付とよばれるのである。」（『金融経済論』、日本評論社、18—9ページ）。さらに、三宅義夫氏も次のようにいわれる。「普通の商品の販売においては商品は相手方に譲渡されてしまう。その商品の価値は貨幣に形態を変えて売手の手にとどまるが、その商品の使用価値は買手の手にすっかり譲渡されてしまう。ところが資本が商品として取引されるのばあいには、この商品はすっかり譲渡されてしまうのではなく、貸付けられる。貸付は、この独特な商品にとっての販売の形態である。」（『資本論辞典』、青木書店、421ページ、「利子生み資本〔利子つき資本〕」の項目）。これらの諸見解に共通しているのは、資本としての貨幣（商品）の販売を貸付に解消してしまう観点である。だが、本文でもみたように、資本としての貨幣（商品）は決して貸付けられるのではない。その所有は売手から買手に決定的に移転する（もちろん対価を得て）。買手はそれを任意に処分することができる。だから、それは販売されるのである。したがって、貸付けられるのは貨幣としての貨幣でなければならない。貨幣としての貨幣を有償で貸付けるということが、同時に資本としての貨幣（商品）を販売するということになっているのである。
- (7) 「結論を先取りしていえば、われわれは、貨幣貸付とは貨幣所有権の期限付き移転を指すという立場に立つ。つまり貨幣貸付とは、所有権移転の点で普通商品の販売と同一性をもち、所有権移転が期限付きである点で普通商品の販売に対する差別性をもつと理解するのである。」（頭川博『前掲論文』、3ページ）。この「貨幣貸付＝貨幣所有権の期限付き移転」説については、その支持しがたい所以をすでに述べた（第1節）。

3. 貨幣の所有と資本の所有

資本としての貨幣（商品）の販売は貨幣としての貨幣の貸付にはかならないということを前項で明らかにしたが、本項では、このことのもつ理論的意義を考察してみたい。

一般的（平均）利潤率が確立しているという前提のもとでは、貨幣の規定の二重性もまた確立（措定）されている。すなわち、貨幣は、一方では貨幣としての貨幣（直接規定、貨幣）であり、他方では資本としての貨幣（反省規定、資本）である。そして、資本としての貨幣は貨幣としての貨幣の運動（平均利潤を生むという）のなかにのみ現われてくる。貨幣は、平均利潤を生むという運動をすることによって、資本になるのである。だが、貨幣は、資本になっても、貨幣でなくなるのではない。それは依然として貨幣である。だから、資本というのはやはり貨幣の規定すなわち反省規定なのである。

こうした貨幣の二規定の区別は、また所有の区別にも反映する。すなわち、貨幣の所有と資本の所有の区別である。資本という規定は、貨幣の運動（平均利潤を生むという）のなかにのみ現われてくるものであるから、貨幣の内面、可能性（能力）とつかまれる。もちろん、その運動においては、内面は外面となり可能性（能力）は現実性となる。つまり、その運動においては、貨幣は資本になるのである。これに対応して、貨幣の所有は、すでにその内部に、資本の所有を含んでいる⁽¹⁾。なぜなら、貨幣を所有していれば、その貨幣に平均利潤を生むという運動をさせることができるからである。つまり、貨幣の所有ということが、同時に資本の所有でもあるのだ。だから、資本家が貨幣を所有しかつこれに平均利潤を生むという運動をさせるかぎり、貨幣と資本の二規定が区別されても、貨幣の所有と資本の所有の区別はどうでもよい規定である。そこに所有の区別があっても、それは未だ内的であって、確立（措定）されていないのである⁽²⁾。

だが、貨幣は、自ら運動して、この内的な所有の区別を外的に確立（措定）しないわけにはいかない。そして、この内的な区別を外的に確立（措定）する貨幣の運動こそ、「貨幣が資本として商品となり販売される」という事態にはかならない。この事態は、「資本としての貨幣（商品）の販売は貨幣としての貨幣の貸付にはかならない」と把握される。すなわち、資本としての貨幣（商品）の販売と貨幣としての貨幣の貸付の同一性である。まさにこのことによって、貨幣の所有は売手・貸手にあり資本の所有は買手・借手にあるということが確立される。すなわち、貨幣の所有と資本の所有は分裂し、その区別が外的に確立（措定）されるのである。

これでわかるとおり、「貨幣が資本として商品となり販売される」という事態の理論的意義は、貨幣の所有と資本の所有の区別を外的に確立（措定）するところにある。すなわち、貨幣の所有者と資本の所有者が人格的に区別されるのである。資本の所有とは運動（平均利潤を生むという）に現われてくるかぎりでの貨

幣の所有にほかならないのだから、貨幣の所有と資本の所有の区別は、貨幣の所有と貨幣の運動（支配）の区別でもある。それはいわゆる「所有と機能の分離の世界」を切り開く第一歩なのである⁽³⁾。

- (1) 「かくして、100ポンドを自由に処分しうる人は、100ポンドを120ポンドたらしめる力、または20ポンドの利潤を生産する力を所有する。彼は100ポンドの可能的資本を所有する。」（Ⅲ，351ページ，訳279ページ）。
- (2) だから、『資本論』は、第3巻第4篇まで、資本家は自己所有の貨幣を自ら資本として運動させるものとして叙述されている。つまり、貨幣の所有と資本の所有の区別については無関心なのである。
- (3) 所有と機能の分離の世界、または、貨幣の所有と資本の所有の区別の世界、これが『資本論』第3巻第5篇の世界である。それらはいかにして分離し対立するか、そしてまた、それらはいかなる相互作用をして再び統一に至るか、こうしたことがその展開の内容をなすのである。なお、そこでは、貨幣の所有が利子生み資本の所有に転化することはいうまでもない。

第3節 利子生み資本の概念

「貨幣が資本として商品となり販売される」、すなわち、資本としての貨幣（商品）が販売されると同時に貨幣としての貨幣が貸付けられることにより、売手・貸手は貨幣の所有者となり、買手・借手は資本の所有者となる。この地点においてのみ、利子生み資本が生成する。

1. 利子生み資本の概念（生成）

「貨幣が資本として商品となり販売される」という事態が商品の単純な販売とちがうのは、それが貨幣としての貨幣の貸付を含んでいるからである。また、この事態が貨幣の単純な（無償の）貸付とちがうのは、それが資本としての貨幣（商品）の販売を含んでいるからである。すなわち、この事態は同時にその両者（販売・貸付）なのである。だから、この取引の当事者たちの関係は、単純に売手—買手の関係ともいえず、さりとて、単純に貸手—借手の関係ともいえない。その関係は、売手・貸手—買手・借手の関係といわざるをえない。もちろん、売手・貸手または買手・借手というのはそれぞれ別々にあるのではなく、ひとつに統一されている。資本としての貨幣（商品）を販売するためには貨幣としての貨幣を貸付けることが必要であり、また逆に、貨幣としての貨幣を貸付けるということは、資本としての貨幣（商品）を販売することになるのである。この両者はひとつのものであるといわなければならない⁽⁴⁾。

この取引が販売であるかぎり、売手は商品（資本としての貨幣）の所有を買手に移転し、反対に、その対価たる貨幣の所有を買手から取得する。この点は通常の販売の場合と同じである。また、この取引が貸付であるかぎり、貸手は貨幣としての貨幣の占有および使用を借手に移転するが、その処分は移転せず保持する。すなわち、貸手はその所有を移転せず保持する。この点は通常の貸付の場合と同じである。だが、すでにみたように、この取引は同時にその両者である。そこで、こういう結果が生じる。すなわち、売手・貸手は、貨幣としての貨幣の所有を保持したまま、資本としての貨幣（商品）の対価たる貨幣の所有を取得する。この資本としての貨幣（商品）の対価が利子とよばれる。だが、この場合、貨幣としての貨幣の所有を保持したままといっても、貸手・売手は一定期間その占有および使用を喪失している。この一定期間、貨幣が資本として商品になり販売されるのである。だから、結局、貨幣としての貨幣には、同一所有のもとで、一定期間（占有および使用を喪失している）に利子（資本としての貨幣という商品の対価）が帰属するということになるのである。

こうした事態は、貨幣としての貨幣の運動と把握することができる。つまり、貨幣としての貨幣は同一所有のもとで一定期間に利子を生むという運動をする。そして、このように、貨幣としての貨幣が同一所有のもとで一定期間に利子を生むという運動をするとき、その貨幣としての貨幣は利子生み資本と規定される。換言すれば、貨幣としての貨幣は、同一所有のもとで一定期間に利子を生むという運動をして、利子生み資本になる。すなわち、同一所有のもとで一定期間に利子を生むという運動をする貨幣としての貨幣が利子生み資本にほかならない⁽²⁾。だから、利子生み資本の運動の形式は $G-G'$ である。

一般的（平均）利潤率が確立しているという前提のもとでは、貨幣は平均利潤を生むという運動をすることができる。だから、貨幣は資本になることができる。このかぎりでは、貨幣は、その内面に、平均利潤を生むという運動をする可能性（能力）をもつ。すなわち、貨幣は、貨幣としての貨幣とその内面、可能性（能力）たる資本としての貨幣に分化する。だが、この区別は未だ内的であって、確立（措定）されていない。貨幣としての貨幣は資本としての貨幣を自らのうちに内面、可能性（能力）として含んでいるにすぎず、それと直接的に同一である。しかるに、貨幣が現実平均利潤を生むという運動をすると、貨幣としての貨幣は、否定されるとともに保存されて、資本としての貨幣になる。ここにおいて、貨幣としての貨幣と資本としての貨幣の区別が確立（措定）される。資本としての貨幣は、平均利潤を生むという運動をするかぎり、そういう運動をし

ない貨幣としての貨幣とはちがうものである。だが、資本としての貨幣は、貨幣としての貨幣の内面、可能性（能力）の外化、実現にはかならないのだから、本来、貨幣としての貨幣と同一のものである。換言すれば、資本としての貨幣は、平均利潤を生むという運動をするかぎりでの貨幣としての貨幣にはかならないのだから、貨幣としての貨幣と反省的に同一だといわなければならない。つまり、貨幣としての貨幣は資本としての貨幣のなかに止揚されてしまっているのである。だから、ここでは、貨幣としての貨幣と資本としての貨幣の同一性は未だ内的であって、区別された同一性として確立（措定）されていない。ここでは、貨幣としての貨幣と資本としての貨幣はあくまで区別されているのである。

貨幣としての貨幣と資本としての貨幣のこの区別はその所有の区別に反映する。そして、このうち、資本としての貨幣（商品）が販売されて利子に変わる。このことによってのみ、貨幣としての貨幣と資本としての貨幣は、区別されながら、同一であることが外的に確立（措定）される。すなわち、まず、資本としての貨幣（商品）が販売されることによって、それが貨幣としての貨幣とちがう（区別される）ものであることが確認される。次に、それにもかかわらず、資本としての貨幣（商品）の対価たる利子が貨幣としての貨幣に帰属することによって、それらが同一のもの（ひとつのもの）であることが確認される。貨幣としての貨幣は、自らの内面、可能性（能力）たる資本としての貨幣と、区別されながら、同一になったのである。だから、貨幣としての貨幣は利子とひとつのものである。それは利子を生む。こうした貨幣としての貨幣こそ、利子生み資本にはかならない。だから、利子生み資本の概念は、貨幣の否定の否定である⁽³⁾。

かくして、一般的（平均）利潤率の確立ということは、内的には、利子生み資本の概念を含んでいることになる。だからこそ、われわれは、一般的（平均）利潤率の確立に引き続いて、利子生み資本論を展開しなければならないのである。しかも、利子生み資本論の端初においては、利子生み資本の概念（生成）が問題である。ところで、利子生み資本の生成のためには、どうしても「貨幣が資本として商品となり販売される」ことが必要である。そこで、ただちに、「資本として商品となり販売される」のはどういう貨幣なのか、その貨幣の源泉はどこにあるのか、という問題が生ずる。だが、この問題は、利子生み資本論の端初、すなわち、利子生み資本の概念（生成）が問題になっている論理段階においては、どうでもよいことである。ただ、一般的（平均）利潤率が確立しているもとの、「資本として商品となり販売され」うる貨幣——すなわち、蓄蔵貨幣——が存在すると前提されれば、それで十分である。この前提のもとで、利子生み資本の概

念（生成）は完全に規定されうるのである⁽⁴⁾。

- (1) 平均利潤率が確立しているという前提のもとでは、この両者は完全に同一のものである。だから、貨幣としての貨幣を貸付けることなしに、資本としての貨幣（商品）を販売することはできない。ただし、例外的には、資本としての貨幣（商品）を販売することなしに、貨幣としての貨幣を貸付けることができる。だが、この場合にも、貸手は資本としての貨幣（商品）を自分の所有に留めておくことはできないのであって、その所有は借手に移転する。だから、この場合には、資本としての貨幣（商品）は無償で販売すなわち贈与されるほかないのである。
- (2) 「貨幣を一定期間だけ手放し、貸付けて、これを利子（剰余価値）とともに回収することが、利子生み資本としての利子生み資本に属する運動の全形態である。」（Ⅲ，361ページ，訳287ページ）。だから、「このように資本（可能的）として他人に譲渡される貨幣が利子つき資本なのである」（飯田繁『利子つき資本の理論』，日本評論新社，50ページ）という規定は不正確である。というのは、「資本（可能的）として他人に譲渡される貨幣」は、資本としての貨幣，簡単にいえば資本（利潤生み）にはかならないのに、これが利子生み資本だとされているからである。利子生み資本を規定するためには、予め他人に販売されない貨幣すなわち貨幣としての貨幣を析出しておかなければならないのである。利子生み資本についてのこういう把握はほかにもあって、たとえば麓健一氏は次のようにいわれている。「このように、独自の種類の商品として取引されるところの資本としての貨幣が、とりもおさず利子生み資本（Zinstragendes Kapital）なのである。」（『金融経済論』，日本評論社，7ページ）。
- (3) 第3節第3項「利子生み資本の概念」をみよ。
- (4) 宇野理論においては、「存在論主義」（許萬元氏）の論理構成がとられているために、このような利子生み資本の概念が規定されえないのである。宇野氏はいわれる。「問題は、『資本論』の利子論が、利潤論や地代論と同じようにいわゆる純粋の資本主義社会を基盤として展開されているか、否かということにある。」（「『資本論』の利子論について」，『マルクス経済学原理論の研究』，岩波書店，228ページ）。そして、宇野氏は「第5篇は明らかに純粋の資本主義社会の上に展開された利潤論では考察されなかったような性質の具体的な諸関係が混入しているものである。」（「利子論は如何に展開されるべきか」，『前掲書』，206ページ）と把握される。「『利子付資本』の解明においてあらわれる『貨幣資本家』なるものは、その点を端的にあらわしているものといってよい。」（「『資本論』の利子論における貨幣資本家について」，『前掲書』，161ページ）。「存在論主義」の立場からは、こういうことにならざるをえないのである。本文でも示したとおり、わたくしは存在論と認識論の統一の立場に立つ。この立場からみると、利子生み資本論は利潤生み資本（存在）の内面の考察（認識）なのである。簡単にいうと、一般的（平均）利潤率が確立しているという前提のもとでは、「資本として商品となり販売され」うる貨幣（蓄蔵貨幣）があれば、その貨幣は利子生み資本に転化しうるということが明らかにされるのである。だから、利子生み資本論は利子生み資本の可能性を規定するものといってよい。というのは、上に述べたような蓄蔵貨幣の存在があくまで前提となっているからである。そして、蓄蔵貨幣の存在は前提であるから、この論理段階では、その由来には無関心である。だから、マルクスのように「貨幣資本家」を想定しても何らさしつかえはないのである。だが、蓄蔵貨幣の存在はいつまでも前提にとどまっているのではない。やがて、それは利潤生み資本の運動自体が生みだすものであることが措定される。かくして、利子生み資本もまた現実的となるの

である。しかし、これはのちの課題である。

2. 利子（率）の基本規定

「貨幣が資本として商品となり販売される」ということは、資本としての貨幣（商品）が販売されると同時に貨幣としての貨幣が貸付けられることである。そして、資本としての貨幣（商品）の対価が利子にほかならない。この利子と貨幣としての貨幣の同一性が確立（措定）されて利子生み資本が生成するのである。そうだとすると、利子生み資本の概念は利子の規定をその内部に含んでいることになる。いまや、この利子の規定が考察されなければならない。

「貨幣が資本として商品となり販売される」という事態において、「商品となり販売される」のはあくまで資本としての貨幣である。それは貨幣としての貨幣の内面、可能性（能力）にほかならない。そうだとすると、ここで資本としての貨幣が商品となるといっても、それははなはだ特異な商品である。というのは、この商品には労働が対象化されておらず、したがってこの商品は価値をもたないからである。この商品のもっているのは、資本として機能し、したがって平均利潤を生み出すという使用価値のみである。この使用価値は、一般的（平均）利潤率が確立しているという前提のもとでは、何らの労働をも必要とすることなく、いわば自然的に、貨幣としての貨幣の内部に生ずる性質である。

商品生産会社の原理によれば、ひとは、労働を必要とすることなく、いわば自然的に生ずる性質（使用価値）を無償で所有することができる。だから、貨幣としての貨幣の所有者は、自動的に、資本としての貨幣の所有者になる。だが、かれは決してそれを無償で他人に移転しない。かれはそれを商品として販売するのであって、その対価を要求する。そして、この対価が利子なのである。そうだとすると、この利子は資本としての貨幣（商品）の価格にほかならないことになる。つまり、資本としての貨幣（商品）は価値をもたず、価格のみをもつのである⁽⁴⁾。だから、貨幣としての貨幣の所有者は、無償で、利子を取得する。すなわち、貨幣としての貨幣が自然的に利子を生むのである。こうした貨幣としての貨幣が利子生み資本にほかならない。

それでは、もともと無償である資本としての貨幣（商品）を、買手はなぜ有償で（利子を支払って）購買するのであろうか。それは、資本としての貨幣（商品）が、その一定期間の運動において、貨幣の価値を維持するばかりではなく、平均利潤を生むという独特の使用価値をもっているからである。資本としての貨幣（商品）の購買は同時に貨幣としての貨幣の借入れでもあるが、この独特の使

用価値によって、買手・借手には、貨幣としての貨幣の返済が可能になるばかりではなく、生みだされた平均利潤のなかから利子が支払われたうえ、利得が残留しうるのである⁽²⁾。この残留利得（これが企業者利得である）が存在するかぎり、資本としての貨幣（商品）に対する需要が存在するであろう。

利子が資本としての貨幣（商品）の価格——これは普通一定期間貸付けられる貨幣としての貨幣の額に対する利子の比率すなわち利率で表現される——であるかぎり、それはまず資本としての貨幣（商品）の需要・供給によって決定される。資本としての貨幣（商品）の需要・供給というのは、利子を得て貸付けることのできる貨幣としての貨幣すなわち貸付可能貨幣資本の需要・供給といっても同じことである。ところで、資本としての貨幣という商品が特異であるのに対応して、その価格である利率もまたはなはだ特異なものとなる。というのは、資本としての貨幣（商品）は価値をもたないため、その供給の基準利率——市場利率がそれを上回れば供給が増加し下回れば供給が減少するという——が存在しないのである。つまり、一般商品の生産価格に相当する「自然的利率」は存在しないのである。だから、利率としてはその時々需要・供給によって決定される市場利率が存在するだけである。

利率の決定は一般的（平均）利潤率の決定とはちがう。利率は、一般的（平均）利潤率を前提にして、資本としての貨幣（商品）または貸付可能貨幣資本の需要・供給によってのみ決定される。だが、利率は、基本的には、一般的（平均）利潤率をこえることができない。というのは、利子は基本的には生みだされた平均利潤のなかから支払われるからである。もし利率が一般的（平均）利潤率と等しくなれば、需要は消滅するであろう。また反対に、もし利率がゼロになれば、供給が消滅するであろう。結局、利率は、ゼロと一般的（平均）利潤率の範囲内で、資本としての貨幣（商品）または貸付可能貨幣資本の需要・供給によって決定されるといわなければならない⁽³⁾。利率の現実的運動すなわち資本としての貨幣（商品）または貸付可能貨幣資本の需要・供給の具体的分析は、利子生み資本と機能資本の相互作用を前提するのであって、ここではまだ与えられない⁽⁴⁾。

すでにみたように、利率としては市場利率が存在するだけであるから、その平均利率を計算してみても、それが何らかの法則によって規制されているとはいえない。だが、それにもかかわらず、利率が、それぞれの産業（商業）部門の特殊の利潤率によってではなく、一般的（平均）利潤率によって規定されているかぎり、平均利率は一般的（平均）利潤率の表現たる意義をもつものであ

る。一般的（平均）利潤率は、資本の部門間移動による、特殊的利潤率のたえざる均等化の運動としてのみ存在する。だから、それは自分自身を直接的に表現することができないのである。そこで、一般的（平均）利潤率は、特殊的諸部門の区別がすべて消滅している利率しかも平均利率において、自分自身の間接的表現を見出すのである。すなわち、同一分量の資本は同一分量の利潤を生むという一般的（平均）利潤率の内容が、それ自身では表現されえないので、同一分量の資本は同一分量の利率を生むという形式で端的に表現されているのである⁽⁵⁾。

資本としての貨幣はすべて商品として均一であるが、しかし貨幣としての貨幣の貸付期間、担保の有無およびその種類によって、利率はさまざまに特殊化する。だが、売手（貸手）間、買手（借手）間およびその両者の競争は、同一条件のもとでの利率を均等化する。かくして、利率の体系が形成されるのである。

- (1) 「資本の価格としての利率なるものは、もともと全く不合理な表現である。」（Ⅲ、366ページ、訳292ページ）。だが、「すでに見たように利率生み資本は、商品とは絶対的に異なる範疇だとはいえ、独自の種類の商品となり、したがって利率はその価格となるのであって、この価格は、普通の商品のばあいとその市場価格が決定されるのと同じように、つねに需要供給によって固定される。」（Ⅲ、379ページ、訳301ページ）。なおここでマルクスは「利率生み資本は……商品となり」といっているが、商品となるのはあくまで資本としての貨幣でなければならない。
- (2) 利率は、原則として、生みだされた平均利潤のなかから支払われる。だが、このことは、借入れられた貨幣としての貨幣が借手のもとで平均利潤を生まなかったからといって、利率を支払わなくてもよいというものではない。なぜなら、借手が貨幣としての貨幣を借入れているかぎり、資本としての貨幣の所有は借手に移転しているのであって、借手はその対価を支払わなければならないからである。だから、たとえその貨幣としての貨幣が平均利潤を生まなかったとしても、借手は自己所有の他の貨幣を利率として貸手に支払わなければならないのである。
- (3) 第1節第1項の注(7)にのべたように、有償の貸借契約において、その対価を規制する経済的原理は存在しない。ただ、資本としての貨幣（商品）の販売＝貨幣としての貨幣の貸付においては、その需要・供給の性格から、利率の変動しうる範囲に一定の枠がはめられるだけである。
- (4) この問題は、のちに信用体系を取扱う際に、とりあげられるであろう。
- (5) 「だから一般的利潤率は、事実上、経験的な・与えられた・事実として、ふたたび平均利率において現象する、——といっても、後者は前者の純粋な・または信頼しうる・表現ではないのだが。」（Ⅲ、377—8ページ、訳300ページ）。平均利率は一般的（平均）利潤率を表現するとはいえ、それは一般的（平均）利潤率の正確な表現ではない。というのは、それは量的にも一般的（平均）利潤率とはちがう（平均利率の方が小さい）し、またそれは一般的（平均）利潤率とは無関係に変動しうるからである。

3. 利子生み資本の概念（内的区別）

すでにみたように、利子生み資本の概念は貨幣の否定の否定である。貨幣は、平均利潤を生むという運動をすることによって、否定されて（同時に保存されて）、資本になる。これが第一の否定である。資本というのは、平均利潤を生むという運動をするかぎりで見られてくる貨幣の規定である。だから、ここでは、貨幣としての貨幣と資本としての貨幣が対立しているが、しかし前者は後者のなかに止揚されている。しかるに、資本としての貨幣は商品となり販売されることによって再び否定される（同時に保存される）。これが第二の否定である。この否定によって、貨幣が再び措定されるが、それはもはや端初の貨幣ではない。それは、利子と同一になった貨幣、または利子を生む貨幣、すなわち利子生み資本である。貨幣は、否定の否定の運動によって、利子生み資本になるのである⁽¹⁾。

だが、利子生み資本の概念は、それ自身のうちに、その否定（区別）を含んでいる。利子生み資本は利子を生む貨幣にほかならないが、それが成立するためには、資本としての貨幣（商品）が販売され、同じことだが、貨幣としての貨幣が貸付けられ、買手・借手のもとで、貨幣としての貨幣が平均利潤を生むという運動をし、さらにその平均利潤の一部が利子として売手・貸手に支払われることが必要である。すなわち、利子生み資本が成立するためには、貨幣が「平均利潤マイナス利子」（企業者利得）を生むという運動をすることが必要である。貨幣のこの運動は、利子生み資本としての運動ではない。もちろん、資本（利潤生み）としての運動でもない。それは、機能資本としての運動である。逆にいうと、「平均利潤マイナス利子」（企業者利得）を生むという運動をする貨幣は機能資本である⁽²⁾。だから、利子生み資本の概念は、それ自身のうちに、その否定（区別）として、機能資本を含んでいるといわなければならない。

機能資本というのは、利子生み資本が確立（措定）されているという前提のもとで、資本（利潤生み）が受け取る新たな規定である。それは、利子生み資本の概念の一契機をなしながら、その否定（区別）としてそれに対立する。すなわち、利子生み資本と機能資本の対立が措定されるのである。これに対応して、平均利潤は利子と企業者利得に分裂する。そして、こうした対立のなかでこそ、利子生み資本の規定は完璧なものになるであろう⁽³⁾。

(1) だから、利子生み資本の概念は貨幣と資本の措定された統一である。利子生み資本が貨幣であるのは、それが何ら資本（利潤生み）としての運動をしないからである。また、それが資本であるのは、それが利子を生む（自己増殖）という運動をするからである。つまり、利子生み資本としての貨幣は、平均利潤を生むという運動をしない貨幣と

しての貨幣のまま、利子を生む（自己増殖）という運動をして、自らを資本となす。それは、貨幣としての貨幣のまま、資本（利子生み）なのである。利子生み資本を貨幣の否定の否定ととらえる試みはこれまでもあまりなかったように思われる。その意味では、本稿の展開も試論としての意義をもつであろう。

- (2) 機能資本は、それ自体としては、利潤生み資本にはかならない。それは、貨幣の内面、可能性（能力）の外化、現実化したものであって、平均利潤を生む。だが、資本としての貨幣（商品）を購入＝貨幣としての貨幣を借入れている場合には、その平均利潤のなかから利子が支払われなければならない。だから、この場合には、結局、この資本は「平均利潤マイナス利子」すなわち企業者利得を生むのみである。こういう資本が機能資本なのである。
- (3) このように利子生み資本は機能資本と対立するに至るが、このことは次のようにもとらえられる。利子生み資本は、本来、利潤生み資本に内的なものであった。しかるに、いまや利子生み資本の概念が確立（措定）された。このことによって、利潤生み資本は機能資本と規定されることになる。かくして、利潤生み資本（端初）は、利子生み資本と機能資本に分裂することになるのである。

あ と が き

本文に示したとおり、本稿の副題にいう「通説に欠落せる一論点」とは貨幣としての貨幣と資本としての貨幣の区別の観点にはかならない。貨幣としての貨幣または資本としての貨幣という言葉はこれまでも使われないではないが、それらの区別を論理の中軸にすえた利子生み資本論の展開はあまりなかったように思う。本稿では、わたくしは、「貨幣が資本として商品となる」という事態を「資本としての貨幣が商品となる」ととらえ、したがって、資本としての貨幣（商品）の販売は貨幣としての貨幣の貸付にはかならないと把握した。この把握を基礎にして、利子生み資本の概念が導かれるのである。ともあれ、わたくしの意図がどこまで成功しているか、読者の忌憚のない批判を待つのみである。

なお、この場所を借りてひとつ補足しておきたい。本稿では、利子生み資本を専ら貨幣の形式で考察している。貨幣の形式が利子生み資本の基本的形式であるから、それはそれでよいのであるが、しかし実は利子生み資本にはもうひとつ派生的形式がある。それはすなわち商品の形式における利子生み資本である。わが民法の規定でいうと、これは「賃貸借契約」にあたる。だが、貨幣の形式における利子生み資本が解明されていれば、商品の形式におけるそれは容易に導かれるであろう。すなわち、資本としての商品（商品）の販売⁽¹⁾は商品としての商品の貸付⁽²⁾にはかならない。だから、商品としての商品には資本としての商品（商品）の対価たる利子が帰属する⁽³⁾。かくして、その商品としての商品が利子生み資本になるのである。要点だけであるが、ここに補足しておく。

本稿の展開は、大体において、『資本論』第3巻第5篇第21章および第22章に相当する。そして、本稿に続く課題は、利子生み資本と機能資本の対立の叙述である。

- (1) 資本としての商品（商品）というのは、「資本としての商品」が商品になるという意味である。「資本としての貨幣」が商品になるというのと論理は同じである。それらはいずれも販売され、その所有が移転する。
- (2) 商品としての商品は貸付けられるのであって、その所有は移転しない。ただ、その占有および使用が移転するだけである。この点で、商品としての商品の貸付は商業信用とは異なる。商業信用の場合には、商品としての商品は販売されるのであって、その所有が移転するのである。
- (3) つまり、借手（買手）は貸手（売手）に減価償却費および現物商品を返済しなければならないだけでなく、そのうえに利子を支払わなければならないのである。